

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から40年7月まで
② 昭和43年3月及び同年4月

申立期間①については、父親が国民年金の加入手続を行い、自治会集金で諸税と一緒に国民年金保険料を税金袋に入れて納付した。また、申立期間②は、会社を退職した後、国民年金の加入手続で役場に出向き、未納であることを指摘され、所持していた2万円程度の保険料をその場で納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月7日に払い出されており、この時点では時効となる43年5月から44年9月までの国民年金保険料が納付されていることから、第1回特例納付（45年7月から47年6月）により納付されたものと推認できる。

また、特例納付は「さきに経過した月の分から順次に行うものとする。」とされており、申立期間②を納付せずに昭和43年5月以降の保険料が納付とされていることは不自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に出向いた役場で未納であることを指摘され、その場で所持していた2万円程度の保険料を納付したとしており、これは昭和43年3月から46年12月までの保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付で納付した場合の保険料額1万9,500円とおおむね一致することから、申立期間②は保険料を納付していたものと推認できる。

一方、申立期間のうち、申立期間①については、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が

無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和47年1月7日に払い出されており、43年3月1日に遡及して被保険者資格を取得していることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年6月1日に資格を取得し、38年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年6月から37年2月までは1万8,000円、同年3月から同年5月までは2万2,000円、同年6月から同年9月までは2万6,000円、同年10月は3万6,000円、同年11月から38年7月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から38年8月1日まで

A社(昭和38年1月、B社に名称変更)に昭和30年3月9日に入社して以来、48年1月31日に退職するまで、途中、同社C支店に転勤したことはあったが、退職すること無く、継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間に空白がある。

納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社C支店の敷地内で撮影された写真、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務(昭和36年6月1日にA社から同社C支店に異動、38年8月1日に同社C支店からB社C支店に異動)していたことが認められる。

一方、A社C支店の被保険者名簿には、申立人が昭和36年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことは確認できるが、資格喪失日の記載が無い。

また、同被保険者名簿には被保険者の資格喪失日の記載が無い者が多数いるが、その多数の被保険者のオンライン記録を見ると、資格喪失日はA社C支店の全喪日である昭和38年8月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38 年 8 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人に係る A 社 C 支店における被保険者名簿から、昭和 36 年 6 月から 37 年 2 月までの期間は 1 万 8,000 円、同年 3 月から同年 5 月までの期間は 2 万 2,000 円、同年 6 月から同年 9 月までの期間は 2 万 6,000 円、同年 10 月は 3 万 6,000 円、同年 11 月から 38 年 7 月までの期間は 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

昭和32年4月7日にA社に入社し、43年7月24日まで継続して勤務していた。厚生年金保険の空白の期間があるのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人が当時のA社に継続して勤務し（昭和34年9月1日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本店における昭和32年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和33年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年12月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和43年1月、私は実家を離れ、働きに出ていたA県B市からC県D市の実家に戻った際、母親から私の代わりに国民年金の加入手続をし、保険料も立て替えて納付したと聞いたので、母親にお金を返した。その後も数度、母親が保険料を立て替えてくれ、その都度お金を返却した記憶があるのに、申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の収納記録を見ると、昭和42年11月から43年3月までの保険料を納付していることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は44年4月22日であり、この時点では納付が確認できた期間は過年度保険料となるため、母親が過年度保険料として納付したと考えられる。

また、申立人が昭和43年8月に結婚してから、同年12月にC県D市に転入するまで住民票のあったA県B市において、申立人の国民年金被保険者名簿は作成されていないことから、43年12月にD市に転入するまでには、申立人の母親は申立人の加入手続及び保険料納付をしていなかったと推認される。

さらに、申立人の母親が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年12月までの期間及び55年2月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から同年12月まで
② 昭和55年2月から61年3月まで

昭和50年5月に自宅で喫茶店を開店した際、A市B区役所の年金課に寄って国民年金の加入手続をした。年金の重要性を認識しており、毎月の集金にもきちんと保険料を納めていたので、申立期間①及び②について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳は昭和51年1月21日に発行され、同日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できること、及び昭和50年度の国民年金印紙検認記録では、50年4月から同年12月までは「納付不要」のゴム印が押され、51年1月から同年3月までは検認印が押されていることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和55年2月1日資格喪失と記載されており、また社会保険事務所の特殊台帳には同日申出による資格喪失と記されていることから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人は昭和61年4月に国民年金第3号被保険者になるまで市の集金人に納付していたと申し立てているが、A市では国民年金保険料を市の嘱託員が集金していたのは昭和56年度までとしており、申立期間②のうち、57年4月から61年3月までの保険料は集金により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月及び47年10月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月
② 昭和47年10月から49年8月まで

申立期間について、父親が、私の国民年金の加入手続をし、町内の区長に保険料を納付してくれていたのに、社会保険事務所の記録では未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月27日に払い出されており、被保険者資格の取得日は同年4月19日とされていることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には申立期間②に係る被保険者期間が記載されており、社会保険庁の記録とは一致しないものの、住所及び氏名欄は、昭和55年4月の婚姻後のものが記載されていることから、婚姻前に加入手続をしたとは考えられず、仮に婚姻時点において加入手続をしたとしても申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人の父親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月及び同年6月、38年12月、39年1月から同年8月までの期間、50年4月から同年9月までの期間並びに51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月及び同年6月
② 昭和38年12月
③ 昭和39年1月から同年8月まで
④ 昭和50年4月から同年9月まで
⑤ 昭和51年7月

昭和38年9月に妻と結婚し、その後の生活の安定を図るため、妻が年金等の手続を切れ目無く行い、保険料を納付していた。

妻の死亡により不明な点が多く、住所もよく変わっており、大変だと思うが、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いとされていることについて、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人自身、国民年金に加入したかどうかの記憶が定かではないと回答している上、申立人の当時の住所があったA市B区及びC市に照会しても、申立ての事実を確認できる資料等を得ることはできなかった。

申立期間③については、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和39年5月にいったん申立人とその妻に対して、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。しかしながら、申立人の同記号番号による記録（未納）は、その後の記録とともに基礎年金番号に統合されており、申立人の妻の記号番号は後に取り消されていることから、その妻が申立人の保険料を納付したものととは考え難い。

申立期間④及び⑤については、E市が保管する国民年金被保険者名簿及び申

立人の所持する国民年金手帳を確認しても、被保険者資格の記録が無いことから、両期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができず、申立人の妻も、未加入期間となっている。

また、申立人は、申立期間③、④及び⑤については、その妻が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、これら期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の妻は既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月7日から25年4月9日まで
申立期間については、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和25年4月の前後2年以内に資格喪失した者30名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19名について脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、事業所が保管している当時の脱退手当金の手続名簿には申立人の記録があり、住所欄に申立人の当時の実家と思われる住所が記載されている上、代理受領はしていないが申立人に代わって請求手続を行っていたと事業所が回答しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の委任に基づき代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和25年10月3日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 31 日から平成 4 年 4 月 1 日まで
私は昭和 60 年 8 月 16 日から A 社が倒産する平成 9 年 11 月 30 日まで勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入期間が、昭和 62 年 8 月 31 日までとされており、同社も同日付けで適用事業所でなくなったとのことだが、平成 4 年 4 月に国民年金に加入するまで給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険記録等から、申立人が申立期間も A 社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、元事業主は、「昭和 62 年 8 月 31 日限りで適用事業所に該当しなくなった届出を社会保険事務所に行い、従業員の給与から保険料を控除するのをやめ、国民年金への加入を勧めた。」と証言している。

また、申立人と同じく昭和 62 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した事業主とその妻及び事業主の従兄弟の工場長の 3 人についてみると、その後、2 人は任意継続保険、残る 1 人は国民年金に加入していることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人の被保険者原票に、健康保険被保険者証を昭和 62 年 9 月 1 日に返納した記録が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで
途中、社名がA社からB社に変わっただけで、昭和 43 年 6 月 3 日から 48 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社又はB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元事業主は、「A社が昭和 43 年 12 月に倒産したため、昭和 44 年 1 月 1 日に社会保険の適用から外れ、その後、引き継ぎ会社として、B社を設立し、昭和 46 年 4 月にC社となり、社会保険に加入したのは、昭和 47 年 8 月 1 日からである。申立人は、申立期間も働いていたと思うが、経理事務は、担当者に任せていたので給与から厚生年金保険料を控除していたかは分からない。」と供述している。

また、当時の同僚は、「申立人に誘われて昭和 43 年 11 月ごろに入社したが、厚生年金保険に加入していないのは、会社が倒産しかかっていたので、社会保険の加入の手続きができなかったのかもしれない。」と供述している。

さらに、当時、経理事務を担当していた同僚は既に死亡しており、証言を得ることはできないが、申立期間に国民年金の加入記録がある。

加えて、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

なお、A社及びC社は既に廃業しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。